

平成 24 年 9 月 28 日

指定居宅介護支援事業所
いきいき支援センター 御中

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
介護指導課長
認知症対策・地域ケア推進室長

月途中区分変更時の給付管理実施者に係る取り扱いの変更について

月途中に区分変更が生じた場合の給付管理実施者について、解釈に変更が生じたため、以下のとおり取扱いを改めることとする。

記

今回取扱いを変更するのは以下のケースについてである。

月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分（または要介護状態区分から要支援状態区分）に変更となった者で、かつ、当該月の区分変更前において給付管理業務を必要とする在宅サービスの利用があるが、当該月の区分変更後において給付管理業務を必要とする在宅サービスの利用がない場合

Ex.

月途中の区分変更によって、要支援認定を受けていた者が要介護認定を受けることとなった。この月においては、区分変更より前（要支援時）にはサービス利用があったが、区分変更以降（要介護時）は月末まで入院しておりサービスの利用がなかった。

当該ケースについて、従来、本市では、厚生労働省に確認を行った上で、区分変更前に居宅介護支援（介護予防支援）を担当していた事業者は給付管理を行うことができず、区分変更後月末時点での要介護（支援）状態区分に符合した事業所（例えば、区分変更後で要介護状態区分であれば居宅介護支援事業所）が給付管理を行うという取扱いとしてきた。

今般、この取扱いについて、居宅介護支援事業所等より疑義が示されたため、厚生労働省担当課に改めて照会を行ったところ、上記のようなケースにおいては、居宅サービス計画届出を提出した事業者が給付管理を行うことができ、区分変更であっても給付管理は可能である旨の回答を得た。

この回答を受け、本市では解釈を変更し上記ケースについて以下のように取り扱うこととする。

従前通り、当該月の区分変更後の要介護（支援）状態区分と符合した事業所が給付管理票を作成することに加え、区分変更前に介護予防支援（居宅介護支援）を担当していた事業者が給付管理票を作成することも差し支えない。ただし、後者の場合は区分変更後の要介護（支援）状態区分と符合した事業所から当月に居宅サービス計画作成依頼届出が提出されていないことが前提となる。

なお、この取扱いは平成 24 年 10 月提供分の給付管理業務より適用とする。

（介護保険課認定給付係 TEL 972-2593）

（介護指導課指導係 TEL 972-3087）

（認知症対策・地域ケア推進室 TEL 972-2549）